

香川県弁護士会

市民の皆様のために...
香川県弁護士会ができること



香川県弁護士会

TEL 087-822-3693

(丸亀事務室 0877-22-6713)



市民の皆様のさまざまな悩みに答えます

目次

こんな
お悩み
ありませんか？

一般法律相談

総合的な相談窓口を探している方 **1**

多重債務法律相談

多重債務問題について相談したい方 **2**

公益財団法人日弁連交通事故相談センター香川県支部

交通事故について相談したい方 **3**

当番弁護士制度（刑事弁護）

刑事事件の被疑者等として身体拘束を受けた方やご家族 **4**

民事介入暴力に関する相談

暴力団など反社会的勢力からの被害に遭われた方 **5**

高齢者・障がい者のための電話法律相談（ひまわりあんしん事業）

高齢者・障がい者ご本人、ご家族、支援者の方 **6**

高齢者・障害者支援センター（出張相談）

外出が困難な高齢者・障がい者の方 **7**

子どもの権利110番

学校や家庭での子どもの問題を相談したい方 **8**

中小企業法律支援センター（ひまわりほっとダイヤル）

中小企業経営者の方 **9**

犯罪被害者相談（精通弁護士紹介制度）

犯罪被害に遭われた方 **10**

日本知的財産仲裁センター四国支所

知的財産について相談したい方 **11**

外国人のための人権法律相談

外国人住民の方 **12**



一般の法律相談

制度の説明

家庭、職場などで起こる様々なトラブルを解決するための相談所として、香川県弁護士会では、弁護士による一般法律相談を受け付けています。
日時:毎週月曜日・水曜日・金曜日<事前予約制>13:00~16:20

※相談場所は香川県弁護士会館となります。

※中讃・西讃地区の方は、中讃・西讃地区にある弁護士事務所が当番制でご相談を承ります。下記丸亀事務室までお電話ください。
また、費用については、各弁護士にご確認ください。

ご利用方法

電話又はインターネット予約 (ただし、中讃・西讃地区は電話のみ。)

費用

【高松地区】
40分5,000円(消費税別)

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)高松市丸の内2-22 電話087-822-3693
丸亀事務室 丸亀市城西町2-4-25 電話0877-22-6713
「ひまわり相談ネット」<https://www.soudan-yoyaku.jp/>



多重債務に関する無料法律相談

制度の説明

多額の借金を抱え困っている方に対して、弁護士による無料の法律相談を受け付けています。

日時:毎月第1、第3火曜日<事前予約制>13:00~16:00

※相談場所は香川県弁護士会館となります。

ご利用方法

電話又はインターネット予約

費用

30分無料

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)高松市丸の内2-22 電話087-822-3693
「ひまわり相談ネット」<https://www.soudan-yoyaku.jp/>



弁護士による交通事故相談(無料) 及び示談あっ旋(無料)

制度の説明

専門家である弁護士が、被害者側、加害者側を問わず公正な立場に立って損害賠償額の算定、賠償責任の有無、過失の割合などについて相談に応じています。

示談あっ旋を希望する方には、相談の結果、示談あっ旋に適すると弁護士が判断した場合、示談あっ旋による解決を図るお手伝いをします。

ただし、刑事処分、行政処分の相談はお取り扱い出来ません。

【相談日】毎週金曜日 AM9:30～PM3:30 (お一人30分以内)

ご利用方法

- ①〈事前予約制〉です。電話により予約受付を行っています。
- ②〈面談相談〉になります。お電話での相談はできません。
- ③相談にお越しの際は、事故に関係ある書類を整理してお持ちください。

費用

全て無料です。

お問い合わせ先

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター香川県支部
(香川県弁護士会事務局内)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



刑事事件の被疑者等として身体拘束を受けた方に、 一度、無料で面会して助言などをします。

制度の説明

刑事事件の被疑者・被告人として逮捕や勾留などの身体拘束を受けている方に対し、弁護士を身体拘束を受けている場所（警察署等）まで派遣し、面会（接見）をします。

この面会は、身体拘束を受けている当事者又はその家族等の関係人からの依頼を受けたときから、原則24時間以内に弁護士が赴いて実施します。面会において、弁護士は、被疑者・被告人の権利や刑事事件手続の流れなどを説明するとともに、その事件について必要な助言を行います。

また、自分でお金を出して弁護士を雇いたい（私選弁護人を選任したい。）ものの、弁護士の心当たりがない方に対して、この制度により私選弁護人の候補者を面会に赴かせることもできます。

この制度を利用できるのは、まだ弁護士を選任していない被疑者・被告人又はその家族です。土曜日・日曜日・祝日も当番の弁護士が待機していますが、家族などの関係人の申し込みは平日に限られます。

ご利用方法

弁護士会にご連絡の上、当番弁護士希望とお伝えください。

費用

全て無料です。

お問い合わせ先

当事者：身体拘束場所（警察署等）に当番弁護士希望と職員に申し出てください。
家族等：香川県弁護士会（高松市丸の内2-22 電話087-822-3693）
丸亀事務室（丸亀市城西町2-4-25 電話0877-22-6713）



暴力団などの反社会的勢力からの被害に対応します。

制度の説明

暴力団などの反社会的勢力からの被害や、反社会的勢力からの関係遮断、香川県暴力団排除推進条例に関する質問など、香川県弁護士会の民事介入暴力問題対策委員会(略称「民暴委員会」)所属の弁護士を中心に、相談や、個別の対応に応じます。

被害救済のため、裁判上、裁判外の手続を執り、紛争を解決します。

相談や、個別の対応にあたっては、香川県警察本部や公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター(略称「暴追センター」)と連携し、早期かつ適切な対応が可能です。

ご利用方法

民暴委員会所属弁護士の無料相談:暴追センター(087-837-8889)
一般の弁護士相談:香川県弁護士会(087-822-3693)
にご連絡ください。

費用

暴追センターでの相談:無料(原則毎月第2・4火曜日)
弁護士会での相談 :40分5,000円(消費税別)

お問い合わせ先

公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター
(高松市磨屋町5-9プラタ59ビル7階 電話 087-837-8889)
香川県弁護士会(事務局)
(高松市丸の内2-22 電話 087-822-3693)



高齢者・障がい者問題に取り組む弁護士が、ご本人、ご家族、支援者の方々のお悩みに電話で相談に応じます。

制度の説明

高齢者(65歳以上)や障がい者の法律問題についての無料電話相談です(ただし、通話料金はご自身の負担となります。)

高齢者(65歳以上)・障がい者ご本人やそのご家族、支援者など、どなたでもご利用できます。

- ・「遺言書をどう書けばいいか知りたい。」
 - ・「相続のことについて知りたい。」
 - ・「物忘れがひどくなってきたので預金の管理をして欲しい。」
 - ・「家に来た業者が高い商品売りつけた。」「年金を息子が取り込み渡してくれない。」
- など、悩んでおられることを何でもご相談ください。

※ご相談は、お一人様1回30分以内です。

※電話相談をした結果、面談して相談する必要がある場合には、来館相談・出張相談もお受けします(原則有料)。

下記のお問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

ご利用方法

ひまわりあんしん (電話番号087-822-5808)
毎月第2・第4木曜日午後1時～午後4時

※担当弁護士の事務所に繋がりますので、「ひまわりあんしん」を利用したい旨お伝えください。

費用

無 料
(ただし、通話料は、相談者の負担となります。)

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



外出が困難な高齢者や障がい者の方のために、 弁護士がご自宅等を訪問して、法律相談に応じます。

制度の説明

高齢者や障がいのある人にとって、何かトラブルがあったときに、弁護士事務所や弁護士会館まで相談に行くことはなかなか大変なことです。高齢者・障がい者の方のために、弁護士がご自宅や病院など(香川県内に限ります。)を訪問して法律相談に応じます。

- ・財産管理、成年後見
- ・消費者被害
- ・遺言、相続
- ・借金
- ・介護
- ・虐待

など、お気軽にご相談ください。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、出張相談希望とお伝えいただき、住所、氏名、電話番号などの基本情報をお伝えください。
(なお、出張相談にいたるまでにはお時間をいただくことがあります。)

費用

45分10,000円(消費税別)+交通費
(ただし、資力によっては、法テラスの利用により無料となる場合があります。)

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



子どもの権利に関する無料電話相談です。

制度の説明

学校での子どもの問題(いじめ、不登校、停学や退学、校内での事故やけんか、体罰など)や家庭での子どもの問題(虐待や育児放棄など)など、子どもの権利に関する問題についての電話での法律相談です。

子ども本人からの直接相談はもちろんのこと、子どもの権利に関する相談であれば、子どもの周囲にいる大人からの相談にも対応いたします。

なお、大人からの相談の場合、内容によっては、一般法律相談(有料)の対象となる場合があります(離婚・DVなど、親・大人同士の問題に関する相談は子どもの権利110番では対応できません)。予めご了承ください。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、子どもの権利110番の相談希望とお伝えください。

費用

無 料
(ただし、通話料は、相談者の負担となります。)

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



中小企業のための法律相談サービスです。

制度の説明

日本弁護士連合会中小企業法律支援センターが提供する中小企業のための法律相談サービスです。

売掛金の回収、会社の再建、事業再生、雇用問題、過重債務、事業承継、契約・取引相談など経営上の種々の問題についてお気軽にご相談ください。

下記ひまわりほっとダイヤルに電話を頂きましたら、担当弁護士が相談者に対し電話などで連絡を取り、日程調整の上、直接面談して法律相談を行います。

初回の相談(30分間)につき5,000円(消費税別)で行うこととしております(その後については、担当弁護士にお尋ねください。)

ご利用方法

ひまわりほっとダイヤル(電話番号0570-001-240)

午前10時～午後0時、午後1時～午後4時

費用

初回30分間 5,000円(消費税別)

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



犯罪被害に遭った方に対して、犯罪被害者の支援に精通した弁護士が相談などを行います。

制度の説明

犯罪被害に遭った方に対し、その支援に精通した弁護士を紹介し、面談での相談を実施します。

担当弁護士は、犯罪被害者支援のために必要な研修・実務経験を積んでいるため、二次被害の発生や専門外などを理由とするたらい回しを防ぐことができます。

また、この相談では、精神的負担が大きい被害者のケアなどのため、弁護士に加えて公益社団法人かがわ被害者支援センターの職員が同席することも可能です。

相談の実施場所も弁護士事務所ではなく、公益社団法人かがわ被害者支援センターにおいて行うことも可能です。

担当弁護士は、公益社団法人かがわ被害者支援センターや香川県警察犯罪被害者支援室と連携しており、円滑な支援が可能です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、被害者支援の弁護士希望とお伝えください。

費用

援助制度等の利用要件(資力要件等)を満たす場合は、無料です。

お問い合わせ先

香川県弁護士会(事務局)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



日本知的財産仲裁センターは、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理などを行うADR(裁判外紛争解決手段)機関です。

制度の説明

【相談】知的財産に関する紛争の解決及び予防のための相談を受け付けております。

【調停】弁護士・弁理士各1名による調停人が、当事者双方の主張を聞き、その紛争解決に協力し、和解の成立に向けて努力する制度です。3名の調停人によることもできます。

【仲裁】紛争当事者の間に仲裁合意(仲裁契約)、つまり、1名又は数名の仲裁人を選任して私法上の法律関係についての紛争につき判断させ、双方がこれに従う旨の約定がある場合に、仲裁人の判断にその解決を委ねる制度です。仲裁判断は、紛争当事者を拘束し、原則として不服の申立(裁判を含む。)はできません。

その他にもセンター判定・事業適合性判定などもあります。詳細については、日本知的財産仲裁センターホームページ(<http://www.ip-adr.gr.jp/>)をご覧ください。

ご利用方法

ご相談は、事前予約制です。

費用

全て有料です。

お問い合わせ先

日本知的財産仲裁センター四国支所事務局
(香川県弁護士会事務局内)
高松市丸の内2-22 電話087-822-3693



外国人住民の方を対象とした法律相談

制度の説明

日常生活を送る中で、人権、法律上のトラブルを抱えた外国人住民を支援することを目的として、弁護士と法務局職員による無料法律相談を実施しています。

日本語が十分でない外国人住民の方には、無料で通訳を派遣しています。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

日時:毎月第3金曜日<事前予約制>13:00~15:00

場所:アイパル香川2階小会議室

ご利用方法

下記のお問い合わせ先にご連絡の上、相談希望とお伝えください。

費用

全て無料です。

お問い合わせ先

公益財団法人香川県国際交流協会(アイパル香川)
高松市番町1-11-63 電話087-837-5908(月曜日休館)
※月曜日が休日の場合は開館し、原則として翌日火曜日が休館となります。



- JR高松駅出口より徒歩約10分
- ことでん高松築港駅出口より徒歩約7分

2016年6月発行

発行者 香川県弁護士会
〒760-0033 香川県高松市丸の内2-22
TEL 087-822-3693 <http://kaben.jp/>